

平成29年度 第2回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

平成30年2月8日（木）午後3時00分～午後3時30分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

（付議議案）

第1号議案 東三河都市計画下水道の変更について（豊川市決定）

第2号議案 東三河都市計画豊川西部地区計画の変更について（豊川市決定）

第3号議案 東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について（豊川市決定）

第4号議案 東三河都市計画西原足山田地区計画の変更について（豊川市決定）

第5号議案 東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について（豊川市決定）

4 出席委員【15名】

（1）市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 宇都野武 松下紀人 岡田敏昭 足立千恵子
田中みや子 伴正男 石川豊久 篠崎邦江 大桑兌行 各委員

（2）市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

堀内重佳 松下広和 各委員

（3）市都市計画審議会条例第3条第3項委員

飯田進 柴田厚 各委員

5 欠席委員【1名】

駒木伸比古 委員

6 傍聴者数（定員10名）

3名

7 付議依頼者

豊川市長 山脇実

8 事務局及び議案説明者

都市対策監 鈴木高

建設部次長 佐野武史

上下水道部次長 白井啓貴

都市計画課 増田課長、山本主幹、田上課長補佐、
宮本計画係長、大澤主任、横田技師

下水整備課 白井課長補佐、大下計画係長、山崎技師

午後3時00分 開会

1 開会

(事務局：都市計画課長補佐)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、「平成29年度第2回豊川市都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課田上でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会は成立していることを申し上げます。

なお、本日ご出席いただいております皆様のお名前につきましては、お配りしている配席表をご覧くださいませようをお願いいたします。

次に、傍聴についてご説明いたします。本日は豊川市都市計画審議会運営細則第6条の規定に基づきまして、本審議会の傍聴を可とすることになっております。

つきましては、傍聴の皆様には、お配りしています「傍聴に当たっての注意事項」の内容を遵守し、傍聴していただきますようお願いいたします。また、写真撮影につきましては、各議案の審議が始まるまでとさせていただきますので、ご了承ください。

それでは次第に基づき、審議に先立ちまして建設部都市対策監よりごあいさつを申し上げます。

2 都市対策監挨拶

(都市対策監)

皆さん、こんにちは。都市対策監の鈴木でございます。本日はご多忙の中、委員の皆様方のご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、平素から本市の都市計画行政にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の議案であります公共下水道は、快適な生活を支える基幹的な都市施設であり、昭和47年の都市計画決定後、順次整備を行っているものでございます。下水道整備は各地域の特性に配慮しつつ排水区域を定め、効率的な整備を推進すること

が必要となります。そのため、今回の都市計画変更案は、旧音羽町、旧御津町及び旧小坂井町において定められた排水区域の変更を内容とするものであります。

また、その他の議案としては法令の改正に伴う地区計画の変更が4件ございます。本議案は、それぞれの地区計画において定めた規制内容に変更を生ずるものではありませんが、地区計画は市民にとって身近な規制を定めるものであり、法令改正に適宜対応することが、まちづくりという観点からも重要なものであると考えられます。

本日は各議案につきまして、皆様の慎重審議、活発なご議論を頂きたく存じますので、よろしくお願いいたします。

(事務局：都市計画課長補佐)

次に、本日の配布資料について確認させていただきます。

お手元には、A4版の次第、委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子、A3版で右上に「別添資料1」と記載してあります資料、A4版で右上に「別添資料2」と記載してあります資料、最後にA4冊子の都市計画審議会関係法令をご用意しております。過不足等はございませんでしょうか。

次に、本日の事務局出席者を申し上げます。建設部都市対策監、建設部次長、都市計画課、上下水道部次長、下水整備課、以上が出席しております。

事務局からの事前の説明は以上でございます。それでは、ここからは大貝会長にごあいさつをいただき、その後の議事進行をお願いいたします。

(会長)

会長の大貝でございます。今回も本審議会が円滑に運営されますよう務めてまいりますので、皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

3 議事録署名人の指名

(会長)

それでは、次第に基づき議事を進めてまいります。

まず始めに、次第の3、議事録署名人の指名を行います。本審議会運営細則第9条第2項の規定では、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」とこととなっております。そこで、議事録署名人には、宇都野委員と松下広和委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 議事

第1号議案 東三河都市計画下水道の変更について（付議）

(会長)

それでは、審議会資料に基づきまして、議事に入ります。本日の審議は、案件が5件となります。

それでは、まず、第1号議案「東三河都市計画下水道の変更について」から審議に入ります。こちらは、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

それでは下水道部局から議案の説明をお願いします。

第1号議案説明

(上下水道部次長)

上下水道部次長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「東三河都市計画下水道の変更について」を説明いたします。

お手元の「審議会資料」の表紙をおめくり頂いて、1ページをご覧ください。

変更する都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画下水道豊川公共下水道でございます。

決定権者は豊川市でございます。

変更内容の概略は、汚水の排水区域を、3,467ヘクタールから3,486ヘクタールに変更するものです。

面積増減の内訳は、旧音羽町の処理分区の削除・拡張に伴う面積の増減、旧御津町の5処理分区及び旧小坂井町の3処理分区の拡張に伴う面積の増加でございます。

今回ご審議いただく、都市計画の変更の対象となる箇所について説明いたしますので、別添資料1をご覧ください。

この図面につきましては、都市計画変更の対象となる箇所は、赤色と黄色で示した箇所となります。赤色の一点鎖線で示した箇所が拡張する箇所、黄色の一点鎖線で示した箇所が削除する箇所、青色の一点鎖線で示した箇所は変更がない箇所となります。

2枚目、3枚目、4枚目は、旧音羽町、旧御津町、旧小坂井町ごとの変更箇所を示したものとなっています。

変更理由について説明いたしますので、審議会資料に戻っていただき、2ページをご覧ください。

「1.概要」から説明いたします。東三河都市計画豊川公共下水道は、東三河都市計画豊川流域下水道を上位計画として、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除を目的として、昭和47年に都市計画決定をし、市のほぼ中央部に位置する諏訪地区から事業に着手しております。

本市の公共下水道は、豊川市都市計画マスタープランにおいて、豊川市下水道基本計画に基づき、地域の特性に応じた効率的な整備を推進するものと位置づけられております。

下水には、汚水と雨水があり、本市においては、汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式を採用しております。

下水道には、流域下水道と公共下水道があり、2つ以上の市町村が、終末処理場に

接続するものを流域下水道、1つの市が、終末処理場に接続するものを公共下水道といたします。

本市につきましては、豊川市を始め豊橋市、蒲郡市、新城市の4市の汚水処理を対象としている豊川流域下水道で、終末処理場は愛知県が設置、管理する豊川浄化センターとなっております。

下水道の整備状況についてご説明いたします。

汚水につきましては、平成29年3月時点で、3,185ヘクタールの面積を供用開始しており、管渠の整備延長は880.6kmとなっております。

下水道処理人口普及率は79.1%となり、本市の市民約18万6千人のうち、約14万7千人の方が下水道を利用できるようになっております。

全国平均が78.3%、愛知県平均が77.2%となっていますので、若干ですが、全国平均、愛知県平均より整備が進んでいる状況でございます。

雨水については、今回、変更はございませんが、平成29年3月時点で、管渠の整備延長は93.1kmとなっております。

次に「2. 都市計画変更の理由とその内容」について、ご説明しますので、3ページをご覧ください。

旧音羽町、旧御津町及び旧小坂井町が、それぞれ都市計画を定めた排水区域は、旧豊川市、旧一宮町を含めた豊川公共下水道の一部となっております。

都市計画を定めた旧3町では、都市計画区域外から流入し接続する、いわゆる区域外流入している土地が増加しております。また、現在、市街化調整区域の整備を順次進めておりますがこの区域において、都市計画を定めた後に、新たに家屋が建築され、前回の都市計画変更から状況が変わってきていますので、事業の進捗に合わせて整合を図るため、今回、区域の拡張を行うものでございます。

旧音羽町のサンヒル赤坂地区においては、旧音羽町が開発区域全域を排水区域とする都市計画決定を定めていましたが、排水区域内に法面があり、汚水発生源となる家屋等の建築物の建設ができない土地があるため、排水区域を削除するものでございます。

以上の理由から、御津南部処理分区を0.1ヘクタールの拡張、御津東部処理分区を1.3ヘクタールの拡張、御津西部第2処理分区を0.9ヘクタールの拡張、御津西部処理分区を5.5ヘクタールの拡張、御津中部処理分区を0.3ヘクタールの拡張、小坂井東部処理分区を5.3ヘクタールの拡張、小坂井西部処理分区を1.7ヘクタールの拡張、小坂井北部処理分区を4.6ヘクタールの拡張、音羽処理分区を3.9ヘクタールの削除と2.8ヘクタールの拡張をし、汚水の排水区域を3,467ヘクタールから3,486ヘクタールに変更いたします。なお、今回、雨水については、変更はございません。

以上が、今回の都市計画変更の概要となります。

審議会資料7ページをご覧ください。

これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

10月17日、19日、24日の計3回、当該変更に係る説明会を、対象の区域が存在する旧音羽町、旧御津町、旧小坂井町で実施し、参加者は旧音羽町の会場で2名でした。

説明会でのご質問はございませんでした。

また、市から愛知県へ事前協議を行い、異存なしと回答をいただいております。

その後、12月8日から22日までの2週間で、市民を対象とした縦覧を行い、縦覧者、意見書の提出ともにありませんでした。

今後は、本日の審議会での結果を踏まえ、知事との協議を経て、2月下旬の告示を予定しています。以上で第1号議案の説明を終了します。

第1号議案 質疑・採決

(会長)

ありがとうございました。それでは、第1号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

(A委員)

異議あるわけではないのですが、参考までに伺います。

もし、今後も処理区域外で、処理区域の直近へ新しく家を建築する人がいた場合、都市計画審議会で決定していかなければ、接続できないのでしょうか。

(上下水道部次長)

区域外流入については、個人が家を建築する際に、接続の申し出がありますので、常時受け付けをしております。前回、旧御津町と旧音羽町は平成14年、旧小坂井町は平成19年に都市計画決定の変更をしましたが、今回、区域の拡張に合わせて、このような機会をもっております。

その都度、都市計画決定の変更をしているものではなく、区域外流入については、先に承認をし、その後、整合を図っております。

(A委員)

では、要望があれば、区域外でも処理区域の直近であれば接続ができるということですか。

(上下水道部次長)

整備されている処理区域の隣接で、目の前に管渠がある場合には可能性があります。

(会長)

その他、何かご質問ございますか。

(会長)

ご意見もないようですので、採決にうつりたいと思います。

それでは、第1号議案「東三河都市計画下水道の変更について」、「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第1号議案については「異議なし」とします。

第2号議案 東三河都市計画豊川西部地区計画の変更について（付議）

第3号議案 東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について（付議）

第4号議案 東三河都市計画西原足山田地区計画の変更について（付議）

第5号議案 東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について（付議）

(大貝会長)

それでは、次の議題にうつります。

第2号議案から第5号議案までございますが、4件の議案については法改正に伴う変更となっており、同一の変更理由であるため、審議を一括して行いたい旨、事務局から申し出を受けております。議事を円滑に進めるため、そのような進め方いたします。

これらの案件は、豊川市が決定する都市計画であるため、市長から本審議会に「付議」されているものです。

それでは事務局から議案の説明をお願いします。

第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案説明

(事務局：都市計画課長)

それでは、第2号議案から第5号議案について一括して説明させていただきます。

「審議会資料」には、8ページから法定の計画書等を掲載しておりますが、内容につきましては、別添A4の資料2によりご説明いたしますので、「審議会資料」は適宜ご確認いただければと思います。

それでは別添資料2の1ページをご覧ください。

まず、1. 変更する都市計画の概要についてご説明します。

第2号議案の都市計画の種類及び名称につきましては、東三河都市計画豊川西部地区計画、位置及び区域は、豊川市八幡町、平尾町、久保町及び白鳥町の各一部で面積は約92.6ヘクタールとなります。

続いて、第3号議案の都市計画の種類及び名称につきましては、東三河都市計画大木工業団地地区計画、位置及び区域は、豊川市大木町柏木及び山の奥の一部で面積は約13.2ヘクタールとなります。

続いて、第4号議案の都市計画の種類及び名称につきましては、東三河都市計画西原足山田地区計画、位置及び区域は、豊川市西原町水上並びに足山田町小金及び五反田の各一部で面積は約7.6ヘクタールとなります。

続いて、第5号議案の都市計画の種類及び名称につきましては、東三河都市計画八幡駅南地区計画、位置及び区域は、八幡町鐘鋳場、白鳥町割塚、兎足の各一部で面積は約21.7ヘクタールとなります。

6ページをご覧ください。それぞれの地区計画の位置につきまして図面表示しておりますので参考にご覧ください

1ページにお戻りください。

第2号議案から第5号議案の決定権者は豊川市となります。

変更内容の概略及び理由ですが、第2号議案から第4号議案につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律により、地区整備計画において引用する建築基準法別表第二用途地域等内の建築物の制限が改正されたため、地区計画を変更し、該当する箇所を改めるものとなります。

第5号議案における変更内容の概略及び理由ですが、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、地区整備計画において引用する建築基準法施行令が改正されたため、地区計画を変更し、該当する箇所を改めるものとなります。

なお、いずれも条項のズレに対応するのみの変更となり、実際の規制内容は変更前後で変わらないものとなります。

都市緑地法等の一部を改正する法律では、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、建築基準法、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法及び都市計画法の各一部を改正するものとなります。都市計画法の一部改正においては、新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設することとし、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域としています。また、建築基準法の一部改正においては、田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について新たに規定されています。

続きまして、別添資料2の2ページをご覧ください。

第2号議案の変更概要となります。上段の表は、地区計画に定める地区整備計画における変更前後対照となります。下段の表は、引用する建築基準法となります。

今回の変更対象となる建築基準法を引用する条文は、この建築物等の用途の制限にあたるもので、太字の下線部分が変更後、赤字で記載した部分が変更前の条文となり

ます。

法改正により建築基準法別表第2（り）項が（ぬ）項とされましたので、地区計画もこれに合わせて変更するものです。

続いて、別添資料2の3ページをご覧ください。

第3号議案の変更概要についても、第2号議案とほぼ同様に、建築基準法別表第2（ぬ）項が（る）項とされましたので、地区計画もこれに合わせて変更するものです。

続いて、別添資料2の4ページをご覧ください。

第4号議案の変更概要は第3号議案と同様となります。

続いて、別添資料2の5ページをご覧ください。

第5号議案の変更概要についても、ほぼ同様となりますが、こちらは法改正により、政令第130条の9の4が、政令第130条の9の6とされましたので、地区計画もこれに合わせて変更するものです。

以上が第2号議案から第5号議案の変更概要となります。

最後になりますが、審議会資料の11ページをご覧ください。これまでの手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。

本件については、規制内容そのものに変更がないため、当該地権者に対する説明会、県事前協議は実施しておりません。

12月8日から22日までの2週間において、地権者、利害関係者を対象とした都市計画法第16条に基づく縦覧を行い、縦覧者、意見書の提出ともにありませんでした。その後、1月9日から23日までの2週間において、市民を対象とした都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、こちらも縦覧者、意見書の提出ともにありませんでした。

今後は、本日の審議会結果を踏まえ、知事との協議を経て、平成30年4月1日の告示を予定しています。

以上で第2号議案から第5号議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

第1号議案 質疑・採決

（会長）

ありがとうございました。それでは、第2号議案から第5号議案について、ご意見、ご質問はありませんか。

（会長）

実質的な中身の変更ではなく、法改正に伴って建築基準法の別表第二や建築基準法施行令が変わり、それに対応するため、地区計画において法令を引用している箇所を改めるものとなります。（ぬ）が（り）になるとか、（る）が（ぬ）になるものです。

ご質問はありませんか。

事前に話を聞いた時から事務局には話をしていますが、今後、このような案件のた

めだけに、皆さんに審議会にご出席いただくのは申し訳ない。審議会を開催するにしても違う形での開催もあるかと思いますので、県とも相談し、今後、検討していただきたい。豊川市だけではなく、他市においても同様の案件があるようで、愛知県内すべての市町村が同じようになっていると思います。県と相談していただき、無駄はなくせるようにしていただきたいと思います。審議会会長の意見ということで、よろしくをお願いします。

(事務局：都市計画課長)

はい。

(会長)

ご意見もないようですので、採決にうつりたいと思います。冒頭で申し上げましたとおり、第2号議案から第5号議案は関連する案件ですので、一括して採決を行います。

それでは、第2号議案「東三河都市計画豊川西部地区計画の変更について」、第3号議案「東三河都市計画大木工業団地地区計画の変更について」、第4号議案「東三河都市計画西原足山田地区計画の変更について」及び第5号議案「東三河都市計画八幡駅南地区計画の変更について」、「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

(会長)

それでは、第2号議案から第5号議案については「異議なし」とします。

これで本日の議案審議を終了しました。その他事務局から連絡がありますか。

(事務局：都市計画課長補佐)

事務局からは特にございません。

5 閉会

(会長)

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員の皆様のご協力をご感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後 3時30分 閉会